

国名	シンガポール
<p>制度体系 (制度名はCentral Provident Fund; CPF)</p>	<p>一定の最低残高を上回る部分：55歳から引き出し可能。</p> <p>一定の最低残高部分：62歳から引き出し可能。ただし、2018年にかけて段階的に65歳へ引き上げ。</p>
<p>適用対象者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>シンガポール人または永住権所有者（永住権を持たない外国人労働者、臨時労働者、パートタイマー、一定範囲の契約労働者は適用除外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月収50シンガポール・ドル（以下、ドル）以上の被用者（公的部門の被用者を含む） 普通勘定◎ 特別勘定◎ メディセイブ勘定◎</li> <li>・年間純取引収入6000ドル以上の自営業者 普通勘定△ 特別勘定△ メディセイブ勘定◎</li> </ul> <p>55歳からは退職勘定をもつ。この退職勘定への拠出金の配分はないが、普通勘定や特別勘定から積立金の移行ができる。</p>
<p>拠出率</p>	<p>賃金月額、年齢、職域、永住権を取得してからの年数などによって異なるうえ、頻繁に改定される。たとえば50歳未満のシンガポール人で、賃金月額750ドル以上の民間被用者の場合、2014年1月1日より労使各20%、16%の計36%で、これが普通勘定、特別勘定、およびメディセイブ勘定に配分される。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>最低残高（ミニマム・サム）を上回る部分：55歳 最低残高部分：62歳（2012年から2018年にかけて、65歳へ段階的に引き上げ）</p>
<p>基本受給額</p>	<p>個人勘定のため、基本受給額はない。</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低残高を上回る部分は55歳から引き出せるが、一定額の最低残高を62歳（段階的に65歳まで引き上げ）まで残しておく必要がある。この最低残高は、2013年7月1日現在、14万8000ドル（2003年価格では11万5000ドル）であり、2015年7月1日から2003年価格で12万ドルに引き上げられる予定である。</li> <li>・最低残高部分については、62歳（段階的に65歳まで引き上げ）から個人勘定残高がなくなるまで、毎月あらかじめ設定した額を受け取ることができる。</li> <li>・62歳（段階的に65歳まで引き上げ）からは、上記とあわせ、CPF LIFE（終身個人年金：退職勘定から拠出）による給付が行われる。</li> </ul>
<p>所得再分配</p>	<p>個人勘定のため、所得再分配機能はない。</p>
<p>制度設計、財政方式、財源</p>	<p>制度設計：拠出建て、財政方式：完全積立方式、財源：拠出金</p>
<p>国庫負担</p>	<p>ワークフェア所得補助制度およびワークシェア職業訓練援助制度は全額国庫負担。また、CPFの管理コストに国庫補助金あり。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>なし</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>公的扶助施策で対応</p>
<p>私的年金との関係</p>	<p>CPFの加入者は、その積立金を利用して様々な保険（私的年金を含む）に加入する。</p>
<p>国民への積立金情報の提供</p>	<p>中央積立基金委員会のウェブ上で、本人の積立金情報を閲覧することが可能。</p>

## シンガポールの老齢時所得保障

菅谷広宣（岐阜経済大学教授）

### 1. 制度の特色

公務部門などのうち特定職域の人々には年金制度があり<sup>1</sup>、近年では後述のCPF LIFEといったものも導入されているが、シンガポールの公的生活保障では、プロビデント・ファンド（Provident Fund）に非常に大きな重点が置かれている。プロビデント・ファンドとは、文字通りには準備基金であり、さまざまな出来事に備えるため、予め拠出金を積み立てていく制度である。その特徴は、それぞれの加入者が個人の口座をもち、基本的には給付が個人口座残高の範囲内で行われることである。この点でプロビデント・ファンドは、所得再分配やリスク分散の機能をもつ社会保険と根本的に性質が異なっている。こうしたプロビデント・ファンドは、国によっては任意加入の場合もあるが、シンガポールでは一定の条件を満たす人々が強制加入となっており、国家による強制貯蓄の制度ということもできる。そして、シンガポールの制度に特徴的なことは、このプロビデント・ファンドが、老後の所得保障としてだけではなく、持家促進や医療・介護費用、教育費などにも充てられる、総合的な仕組みだということである。

### 2. 沿革

シンガポールのプロビデント・ファンド（Central Provident Fund: 以下、CPF）に関しては、退職時の蓄えを積み立てる目的からイギリス統治時代の1953年に法律がつくられ、1955年より制度が実施された。独立後の1968年には、市民の生活改善と国への帰属意識の強化のため、住宅開発庁（Housing and Development Board: HDB）が建設したフラット（アパート）の購入に、積立金を充てることが認められた。

ところで、1970年代までにシンガポール経済は目覚ましい成長を遂げた。賃金と生活水準が向上するにつれ、CPFの拠出率は引き上げられていったが、これはインフレを緩和するためでもあった。また、1980年代以降には、退職後に備えるための積み立て

や住宅の購入に充てるというCPFの目的が拡大されるとともに、CPFの機能強化がはかられていった。

まず1984年には、医療費の支払いに充てるため、メディセイブ勘定（後述）が導入された。他方、平均寿命の延びに対応するため、1987年には55歳時点で一定の最低残高をCPFに残しておかなければならなくなった。また、1989年にはCPF教育制度（Education Scheme）が導入された。これは比較的低所得のCPF加入者またはその子どもが、高等教育を受けるのをサポートする制度である。

1990年には、CPFが運営するメディシールド（MediShield）という医療保険が導入された。これにはメディセイブ勘定の積立金が充てられる。そして、1992年にはメディセイブ勘定が自営業者にも拡大適用されることとなった。

1997年には、加入者が積立金を自ら投資できる制度（CPF Investment Scheme）が導入された。また、2002年9月より、介護費用を賄うためのエルダーシールド（ElderShield）が導入された。CPFに加入しているすべてのシンガポール国民と永住者は、40歳になると自動的にエルダーシールドでカバーされる。さらに、2009年9月からは、CPF LIFE（CPF Lifelong Income for the Elderly）という新たな終身年金制度が加わった。これらエルダーシールドやCPF LIFEの導入は、シンガポールでも急速に進行している人口高齢化への対応として、とらえることができる。

他方、2007年にはワークフェア所得補助制度（Workfare Income Supplement Scheme）が導入された。これは比較的低所得の加入者に現金を支給して、労働とCPFへの拠出を続けるインセンティブを与えるものである。ちなみに、同制度からの給付を受けるためには、3カ月間に2カ月間以上の労働を継続的に行っていることが、要件のひとつになっている。そして2010年には、この制度の受給者がより高い技能を身に付け、より条件の良い仕事に就くことを援助するワークフェア職業訓練援助制度（Workfare Training Support Scheme）が加わった。

### 3. 制度体系の概要

CPFはこのように展開してきたが、現在強制加入となるのは、公務部門<sup>2</sup>を含む被用者全般である。

ただし、永住権を持たない外国人労働者、臨時労働者、パートタイマー、一定範囲の契約労働者は適用除外となっている。自営業者にはメディセイブ勘定（下記参照）への拠出が求められ、制度全体への加入は任意となっている<sup>3</sup>。

拠出金は、普通勘定 (Ordinary Account)、特別勘定 (Special Account)、およびメディセイブ勘定 (Medisave Account) に配分され、積み立てられていく。普通勘定の積立金は、住宅購入や、公認された投資、保険への加入、子どもの教育費に使えるほか、両親の退職勘定（下記参照）への積立金移行に用いることができる。特別勘定の積立金は、老後や不慮の事故に対する備えであり、投資目的に使うこともできる。メディセイブ勘定の積立金は、入院費用や特定の外来診療費に使われるとともに、CPFが設けている医療保険（メディシールドと、それに上乗せするメディシールド・プラス）や認可された民間医療保険、および介護費用を賄うエルダーシールドへの加入に充てられる。

これらにくわえ、加入者は55歳から退職勘定をもつことになる。この退職勘定は老後の生活資金に充てるためのものであり、拠出金からの配分はないが、普通勘定や特別勘定の積立金が移行される。そして、2013年以降に55歳になる加入者は、4万シンガポール・ドル<sup>4</sup>（以下、ドルと略称）以上の残高が退職勘定にあると、自動的にCPF LIFEへ登録される。55歳時点で退職勘定の残高が4万ドルに満たない場合、CPF LIFEへの加入は任意であるが、2010年の制度改定では、CPF LIFEに55歳時点で自動加入にならない者を、つぎの条件の下で自動加入とすることになった。その条件とは、現在の62歳から2018年にかけて65歳に引き上げられていく最低積立金残高部分（下記参照）の引き出し開始可能年齢となった時点で、退職勘定に6万ドル以上の残高があることである。

なお、2013年1～12月に集められた拠出金は約285億3000万ドル、同期間にCPFの各勘定から引き出された積立金は約148億6300万ドルであった。

#### 4. 給付算定方式と受給要件

加入者は、55歳に達したときから、定められた最低残高 (CPF Minimum Sum) を残しておくこと

を条件として、老後の生活費のために普通勘定と特別勘定から積立金を引き出すことが可能となる。その最低額は2013年7月1日から14万8000ドルとされており、2015年にかけて2003年価格で12万ドルへ段階的に引き上げられていく。この最低残高は、保険会社の年金商品の購入や銀行預金に充てることができるほか、CPFの退職勘定に移しておくこともできる。

なお、55歳時点で上記の最低残高の条件を満たすことのできる加入者は、メディセイブ勘定にも一定額 (Medisave Minimum Sum) 以上を残しておくなければならない。その額は2013年7月1日から4万500ドルとされている。この条件を満たすことができない場合には、他の勘定の積立金をメディセイブ勘定に移さなければならない。その分だけ55歳からの引き出し可能額が減少する。逆に、メディセイブ勘定に上記以上の額が残っている場合には、その超過分が55歳から引き出し可能となる。

他方、一定の年齢になると、上記の最低残高部分からの引き出しも可能となるほか、CPF LIFEからの年金が支給されるようになる。ただし、長寿化に対応するために、その年齢は2018年にかけて段階的に62歳から65歳まで引き上げられていく。また、CPF LIFEからは終身年金が支給されることになっているが、その内容は確定拠出型の個人年金ともいべきものである。主に退職勘定の残高を使って拠出が行われるが、拠出金は個人勘定に繰り入れられ、拠出金を上積みして給付を手厚くできる反面、終身年金を維持できるよう個人勘定の残高をみながら給付額が毎年見直される。

ところで、CPFには補助的退職制度 (Supplementary Retirement Scheme: SRS) というものがある。CPF加入者は、各自の自由裁量により、任意でSRSへの加入と拠出額を決めることができ、拠出金は多様な投資に充てられる。SRSへの拠出金は税額控除の対象となり、投資収益も課税されずに積み立てられていく<sup>5</sup>。また、退職後にSRSから積立金を引き出す場合には、その50%が非課税となる。

なお、加入者がシンガポールまたは半島部マレーシアから永久的に移住する場合や永久的障害状態になった場合には、年齢にかかわらず積立金の引き出しができる。また、加入者が死亡した場合には、その積立金残高は、指定された相続人に支払われる。

これにくわえて、CPFには扶養家族保護制度 (Dependents' Protection Scheme) がある。これは、CPF加入者が60歳になる前に永久的障害状態になるか、または死亡した場合に、その扶養家族に対して経済的保障を提供するための定期保険である。保険料は年齢に応じて年間36ドルから260ドルに設定されており、その支払いには普通勘定と特別勘定の積立金の一方または両者を充てることができる。

### 5. 負担, 財源

ワークフェア所得補助制度およびワークフェア職業訓練援助制度の財源は全額国庫負担であるが、CPFのその他の給付財源は拠出金と運用利子である。拠出率と各勘定への組入れ率については、賃金、シンガポールの永住権を取得してからの年数、また、特定の職域 (公務員, 法定機関, 公費助成学校) における年金制度の対象になっているかどうかなどによって非常に細かく設定されており、かつ頻繁に改定が行われてきている。それらのうち、一例を示したのが表1である。同表の拠出率が適用されるのは、民間部門の被用者と、特定の職域における年金制度の対象外である者のうち、賃金月額750ドル以上で、つぎのいずれかに該当する者である。

- (1) シンガポール市民
- (2) 永住権取得後3年目以上の者
- (3) 永住権取得後1年目または2年目で使用者とともに申請をした者

### 6. 財政方式, 積立金の管理運用

CPFの財政は、個人勘定への完全積立方式で運営されている。積立金の累積額は2013年12月末現在で約2529億6860万ドル、GDPの68.36%に達している<sup>6</sup>。これは積立方式の年金制度のように、社会資本整備などに利用する資本蓄積という側面も当然強いのであろう。ちなみに、CPFのウェブサイト<sup>7</sup>でも、「CPFは国家の成長を加速するために使われてきた」という記述がある。

積立金の運用利回りは普通、特別、メディセイブ、退職の各勘定でベースが異なる。普通勘定については、大手銀行の12カ月定期預金と普通預金の金利に基づき、4半期ごとに調整されるが、最低2.5%の年利が保証される。特別勘定とメディセイブ勘定については、シンガポール政府が発行する10年物有価証券の12カ月平均利回りに1%を加えたものが基礎となる。これは4半期ごとに調整されるが、最低4%の年利が保証される。退職勘定の積立金は、政府からCPF委員会にのみ発行される特別有価証券へ投資され、これには政府の10年物有価証券の12カ月平均利回りに1%を加えた年利がつく。この場合にも最低4%の年利が保証されるが、利回りは1年間隔で調整される。

なお、積立金の管理運用は主にCPF委員会が行うが、加入者自らが一定の条件の下に普通勘定と特別勘定の積立金を特定の金融商品に投資できるよう

表1：CPF拠出率と各勘定への組入れ率 (2014年1月1日より)

年齢	拠出率(%)			各勘定への拠出金組入れ率(%)		
	使用者	被用者	計	普通勘定	特別勘定	メディセイブ勘定
35歳以下	16.0	20.0	36.0	23.0	6.0	7.0
36~45歳	16.0	20.0	36.0	21.0	7.0	8.0
46~50歳	16.0	20.0	36.0	19.0	8.0	9.0
51~55歳	14.0	18.5	32.5	13.5	9.5	9.5
56~60歳	10.5	13.0	23.5	12.0	2.0	9.5
61~65歳	7.0	7.5	14.5	3.5	1.5	9.5
66歳以上	6.5	5.0	11.5	1.0	1.0	9.5

注：1. 拠出率は賃金月額に対する割合。各勘定への組入れ率は労使計の拠出率からの配分。

2. 拠出金算定基礎となる賃金月額は、5000ドルが上限。

出所：CPF (<http://mycpf.cpf.gov.sg/Members/Gen-Info/Con-Rates/ContriRa.htm>/アクセスは2014年2月9日)

になっている (CPF Investment Scheme: CPFIS)。これを利用すると、上記の利率よりも高い利回りを期待できる一方で、運用リスクを各加入者が負うことなどから、かえって利回りが低くなることや損失が発生することもある。このためCPF委員会は、利用者に運用商品の利回りや手数料を記載した「CPFISファンド・レポート」を定期的に送付し、期待利回りだけでなく手数料控除後の利回りを把握することや、長期的な観点から資産運用を行うことの重要性をよびかけている。

## 7. 制度の企画、運営体制

制度の企画と運営は、CPF委員会が行う。同委員会には3つのグループの下に合計16の部局があり、それらから独立した内部監査局がある。また、同委員会には、副委員長としての人的資源副大臣や、政府代表としての通商産業大臣・同副大臣、労使代表各2名のほか、金融当局および金融機関からもメンバーが加わっている。

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題

### (1) ワークフェア

2007年に導入されたワークフェア所得補助制度は、2010年に支給額を当初の年2400ドルから年2800ドルに引き上げるとともに、所得制限を月額1500ドルから1700ドルに引き上げた。また、同年にはワークフェア職業訓練援助制度が加わった。

2012年には、ワークフェア所得補助制度からの給付が、受給者の短期的なニーズに対応するために、それまでの年2回から年4回へ変更された。また、2013年には、所得制限が月額1900ドルへ引き上げられるとともに、支給額も年3500ドルまで増額された。

こうしたワークフェア所得補助制度の導入と改善により、CPF委員会は拠出率を引き上げてCPFの生活保障機能を高めつつ、同時に低所得者の手取り所得が増えることを企図している。

### (2) CPFと公的扶助

シンガポールにも公的扶助制度があるが、2010年7月1日より、CPFの加入者もその対象となった。公的扶助の受給要件は、高齢・疾病・障害などのため仕事ができず、かつ生活の糧を何らもたず、家族

からの援助も受けられずに生活に困窮しているシンガポール人であるが、これらの要件をすべて満たし、かつCPFからの支給額が公的扶助の基準（例えば1人世帯で月額360ドル）よりも低い場合には、その差額分の公的扶助をCPFの加入者も申請できるようになった。

### (3) CPF LIFE

CPF LIFEでは、受給者が死亡した場合に、個人勘定の残高が一時金として遺族に支給されるが、2013年より従来の基本プランに標準プランがくわわった。両者の相違は、基本プランが本人の生存中の年金給付を手厚く、標準プランが遺族一時金を手厚くしている点にある。

### (4) CPFと社会保障全般の考察

シンガポールにおける生活保障の中心を担うCPFの本質は、自助努力と親子間の相互扶助にもとづくものだといえる。ちなみにCPFでは、親のメディセイブ勘定や退職勘定の残高が不足したとき、子どもが資金を充当するということが、一般的に行われている。日本における社会保障、とりわけ医療保障研究の第一人者である二木立氏は、社会保障に関するシンガポールの理念について、「旧宗主国英国の福祉病を避けるため、国民の自助努力と相互扶助が第一義的に重視されており、国家は最弱者の保護のみを、しかも部分的に行う」と述べている [二木, 1987, p.3]。このため、「公的扶助は親族や民間福祉団体などによる援助の補足と位置づけられている [二木, 1987, p.4]。プロビデント・ファンドの本質である自助努力には限界があることはいうまでもないが、それを補う何らかのセーフティネットが必要であり、相互扶助がその柱とされているのである。なお、このようなシンガポールの理念は、CPFのウェブサイトにおける記述にもある。すなわち、「われわれは福祉国家になることを慎んできた。これは1955年にCPFを導入したことによって可能となった<sup>8)</sup>というのである。労災補償の分野に目を転じても労災保険が存在せず、国家の介入は最小限に抑えられている。

もっとも、相互扶助やボランティア活動が盛ん [二木, 1987, p.6]<sup>9)</sup>だとしても、公的扶助が「単独で

は貧困者の最低生活を保障するように意図されていない」[二木, 1987, p.4] ということは、「保護の補足性の原理」という日本の生活保護制度の基本的原理と、本質的には変わらない。また、二木 [1987] が公刊された後の1993年4月に、シンガポール政府は2億ドルを投じてメディファンドを設立した。これは医療費の支払いができない貧しい市民を救うための基金であるが、その設立以来、政府は財政黒字が生じた場合に追加的資金を注入するなどして、同基金の維持をはかっている。被用者のみならず、自営業者もメディセイブ勘定へ拠出し、メディシールドなどの医療保険に入るのが原則だが、メディセイブ勘定の残高がなくなったり、医療保険の支払い上限額を超える医療費が生じたりした場合には、家族からの充当がなければ医療費を捻出できない人々が出てくる。メディファンドは、そうした人々のための基金であり、日本の医療扶助に相当するものである。

とはいえ、「福祉国家になることを慎んできた」シンガポールでは、特に家族の絆を強調した取り組みが行なわれている。それは1995年に施行した老親扶養法 (Maintenance of Parents Act) である。同法では「自ら生計を立てることのできない60歳以上の親は、自分の生活費を出すよう子に対して求める訴えを、裁判所に申し立てることができる」と規定している。これにもとづき、親の扶養義務を怠った子が提訴され、裁判所が子に扶助を命令し、これに応じなかった子が刑務所へ入れられた事例もある<sup>10</sup>。シュリニワス・ライ氏 (元国会議員の弁護士) は、家族同士で助け合わなければならないという、アジア的価値観を法律に体现したものが老親扶養法であること、また国家主導の社会保障では、家族本来の責任がそれに転嫁され、社会が荒廃するという考え方が政府にあると述べている。家族の絆を強調することはいかにもアジア的といえるが、それを法制化して国家が強制力をもたなければならなかったところに、シンガポールの苦渋が感じられる。老親扶養法案の提出時には、親の扶養など法律以前の問題であるとの反論もあったが、将来の若者にそのような価値観は期待できないという意見が勝り、法律の成立・施行に至ったようである<sup>11</sup>。

ちなみに、これに類する法律は中国にも存在する

[金子編, 2001, p.43]。この意味で同法は、確かにアジア的あるいは華人的価値観の具現化として捉えることができるが、このようなかたちでシンガポールが家族の絆を強調することは、都市国家という同国の地理的条件によってもたらされた側面もあるのではないかと考えられる。シンガポール (主島) は東西42キロ、南北23キロで、日本の淡路島とほぼ同じ618km<sup>2</sup>の面積しかもたない。このような地理的条件のもとでは、どんなに核家族化が進展しても、国内では親子が遠く離れて暮らすことはありえない。経済・社会の諸情勢の変化によって人々の価値観がいかに変わろうとも、このような地理的条件は変化のしようがないのである。したがって、生活保障に関するシンガポールの理念と実践は、都市国家という条件によって支えられている面も大きいのではなからうか<sup>12</sup>。ただし、シンガポールの生活保障には、いくつかの面で変質がみられる。

第1は、児童手当に類するベビー・ボーナスなどの制度が、2001年より実施されたことである。その背景には、少子化の進行によって家族間の私的扶養関係が機能しなくなることへの懸念<sup>13</sup>と、それだけに出生率を何とか引き上げたいという政府の思惑があると考えられる。

第2は、ワークフェア所得補助制度および、ワークフェア職業訓練援助制度が、それぞれ2007年と2010年に導入されたことである。これらの制度を全額国庫負担で実施したことの狙いは、比較的低賃金のCPF加入者の手取り所得が、拠出率を上げても少しは増えるようにし、労働とCPFへの拠出を継続するインセンティブを生み出すことにある。これによって政府ないしCPF委員会は、平均寿命の延びに伴って老後の所得保障により多くの原資が必要となることへ対処しようとしているようにも思われる。

第3は、終身年金を支給するCPF LIFEが、2009年に導入されたことである。それまでのCPFでは、子からの資金充当がなければ、終身の所得保障がなかった。すでに述べたように、CPF LIFEは確定拠出型の個人年金ともいえるものであり、拠出と給付が個人勘定に基づく点では従来のCPFと変わらないが、終身保障の考え方が取り入れられたことは、年金制度として一歩前進といえよう。

第4は、二木氏が指摘したように公的扶助は非常に限定的なものであったが、2010年よりCPF加入者もその対象となったことである。これら第2から第4の点は、第1であげたベビー・ボーナスなどの実施をもってしても出生率が低迷しており、少子高齢化が進展していることが背景にあると考えられる。自助努力と相互扶助を第一義として強調するシンガポールでも、少子高齢化が政策に与えるインパクトには、非常に大きなものがあるといえよう。

〈注〉

- 1 年金制度がある特定職域の人々も、プロビデント・ファンドの対象となる。
- 2 ただし、年金制度の対象となる人々には、民間被用者とは別の拠出率が設定されている。
- 3 ちなみに、2013年12月末現在、CPFのいずれかの勘定に残高のあるメンバー（自営業者を含む）は約351万人で、そのうち直前の3カ月に少なくとも1回の拠出をした者（自営業者を除く）は約185万人であった。また、同年に2カ月続けてCPFへの拠出を怠った使用者は全体の0.61%であった。なお、時期は若干ずれるが、人的資源省の推計 [Ministry of Manpower, 2014] によれば、2013年6月の使用者数および被用者数（シンガポール人および永住権所有者のみ）は各々約12万8700人、約174万9500人（計約187万8200人）である。
- 4 ブルームバーグの為替レート計算サイト (<http://www.bloomberg.co.jp/tools/calculators/currency.html#results>) によれば、2014年3月6日午後2時現在、1シンガポールドルは80.4578円であった。
- 5 ただし、投資収益に対する非課税には、一部の例外がある。
- 6 シンガポール統計局のウェブサイト ([http://www.singstat.gov.sg/statistics/browse\\_by\\_theme/national\\_accounts.html](http://www.singstat.gov.sg/statistics/browse_by_theme/national_accounts.html)/アクセスは2014年3月6日) によれば、2013年のGDP（速報値）は3700億6450万ドルである。
- 7 URLは、<http://mhycfp.cpf.gov.sg/CPF/About-Us/HistryofCFP.htm>（アクセスは2011年3月3日）。
- 8 <http://mhycfp.cpf.gov.sg/CPF/About-Us/HistryofCFP.htm>を参照（アクセスは、2011年3月3日）。
- 9 具体的には、①移民社会のシンガポールでは、伝統的に出身国・地域別に組織された団体による相互扶助が盛んであること、②ボランティア活動がきわめて盛んであり、特記すべきこととして、老人・障害者に対する地域ケアの分野で、多数の医療専門職がボランティアとして参加していることが述べられている。
- 10 日本の生活保護制度においても、民法に定める扶養義務

者による扶養などが優先するとされている（生活保護法第4条）。そして、扶養能力をもつ扶養義務者がその義務を果たさなかった場合などには、扶養義務者の扶養能力の範囲内で、生活保護に要した費用の全部または一部を徴収するとなっている（同77条）。

- 11 ここでの記述は、読売新聞、2000年3月28日、「世界の社会保障 シンガポール 家族の責任、法制化」を参考にした。
- 12 実質上の都市国家（形式上は地域）として、また華人中心という点でも、香港はシンガポールと同じ性質をもっている。それらの点で両者の比較は興味深い。この点に関しては、とりあえずHolliday [2000], Holliday and Wildings (eds.) [2003] を参照。
- 13 ちなみに、シンガポールと反対の人口政策（一人っ子政策）をとる中国でも、その影響が顕在化すれば、親子間の私的扶養が難しくなることは当然のことであり、それだけに都市の人々は老後の所得保障のために、年金制度に対する関心をもつようになってきている [金子編, 2001, p.43]。

〈参考文献〉

- \* CPF [2013] *Annual Report 2012*, Central Provident Fund Board.
- \* Holliday, Ian [2000] "Productivist Welfare Capitalism: Social Policy in East Asia." *Political Studies*, Vol.48, No.4.
- \* Holliday, Ian and Paul Wildings (eds.) [2003] *Welfare Capitalism in East Asia: Social Policy in the Tiger Economies*, Palgrave Macmillan (邦訳: 埋橋孝文, 小田川華子, 木村清美他 [2007] 『東アジアの福祉資本主義: 教育, 保健医療, 住宅, 社会保障の動き』, 法律文化社)
- \* Ministry of Manpower [2014] *Labour Force in Singapore 2013*, Ministry of Manpower.
- \* 有森美木 [2010] 「シンガポールの年金制度」『年金と経済』第28巻第4号（通巻第112号: 特集 諸外国の年金制度の動向）, 財団法人 年金シニアプラン総合研究機構。
- \* 金子能宏編 [2001] 「＜アジアと社会保障＞ディスカッション」, 『海外社会保障研究』, No.135, 国立社会保障・人口問題研究所（特集: 第5回厚生政策セミナー「アジアと社会保障」）。
- \* 上村泰裕 [1999] 「福祉国家形成理論のアジアNIEsへの拡張」, 『ソシオロギス』, 第23号。
- \* 駒村康平 [2005] シンガポールの少子高齢化対策とCPF改革, 『海外社会保障研究』, 第150号（特集: 成長するアジアの社会保障）, 国立社会保障・人口問題研究所。
- \* 菅谷広宣 [2013] 『ASEAN諸国の社会保障』日本評論社。
- \* 二木立 [1987] 「シンガポールの社会保障—CPF・公共住宅対策と医療を中心として—」, 『海外社会保障情報』, No.81, 社会保障研究所（特集: アジアNICsの社会保障制度）。